

IFRS 時代における大学の会計教育

上原 優子

【要 旨】

会計基準をIFRSへと統合する世界的動向の中で、大学における会計教育がIFRSを含めたものとなる動きは今後一層加速すると考えられる。多くの会計初学者を受け入れると同時に、会計プロフェッショナルとして社会に貢献することを志す学生にも対応する大学は、わが国の会計教育の中心的存在である。IFRSの適用に向けて大学が果たすべき役割は大きい。

一方、IFRSの取り扱いは各大学または各教育担当者に委ねられている現状がある。IFRSに適應する教育方針や具体的カリキュラムについて大学が再検討を試みることは、わが国の将来の会計人材の育成を考える上で重要な意味を持つであろう。

IFRSは原則主義の会計基準である。そのあり方は細則主義を採るわが国の伝統的な会計基準のあり方とは異なる。今後はIFRSの基本的な考え方を学んだ後に、事例研究や実務で経験を積み、解釈方法や判断力を養う必要が生じる。IFRSを習得する人材を育成するためには、大学における会計教育の変革が必要である。

大学が具体的に取り組むことが可能である方策として、本稿では「事例研究」を掲げた。実際に運用するにあたっては、カリキュラムの見直しや制度整備など多くの課題を克服する必要があり、IFRS導入に向けた取り組みは、これからの大学教育において必要かつ重要な課題となるであろう。

【キーワード】

IFRS 原則主義 細則主義 会計教育

はじめに

企業のグローバル化に伴い、これまで各国で独自に作成されてきた会計基準が国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards。以下IFRS) へと統合される方向性にあることは周知の通りである。2005年にIFRSはEU域内で強制適用となり、米国をはじめとする各国においても、それぞれ最も適した方法でIFRSへ対応することが検討されている。わが国ではすでにIFRSの任意適用が認められ、会計基準として採択することが可能となっている。

今後の会計教育は、このような世界的動向の中でIFRSを含めた国際的水準を満たす内容となることが不可欠となる。現在、公認会計士等の会計プロフェッションの場合には、資格取得前後における国際的水準の教育が検討されている。その一方で、わが国の大学における会計教育の方針については、統一した方向性が見出されていないのが現状である。

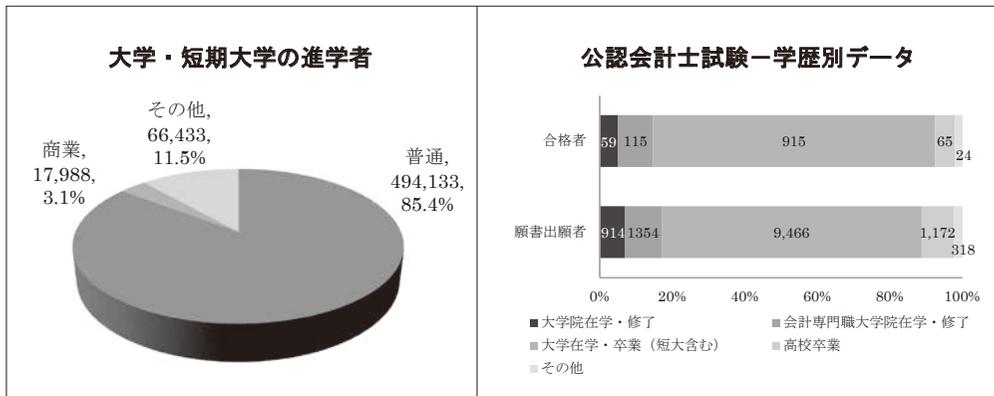
IFRS適用に際して、「人材育成・教育」は重要なテーマの1つである。大学における会計教育はその主要な役割を果たすと考えられる。本稿ではまず大学における会計教育の位置づけと現況を確認する。次にIFRSの特徴の1つである原則主義 (プリンシプル・ベース)

に焦点をあて、わが国の伝統的な細則主義（ルール・ベース）を基本とした会計基準との相違と、その相違による会計教育の変化について検討する。最後に前述の議論をベースとして、実際の授業時における試験的な取り組みに触れ、わが国の今後の会計教育のあり方についての見解を述べることにしたい。

1. 大学における会計教育の位置づけ

わが国では多くの場合、最初に会計教育を受ける場となるのは大学であると想定される。ここでは以下いくつかのデータを紹介しながら、大学における会計教育の位置づけと役割について明らかにしたい。

図表 1



文部科学省（2013b）、公認会計士・監査審査会（2013）を参考に作成

文部科学省の2013年の「学校基本調査」によれば、わが国の高等学校教育における学生数は3,347,127名である。その内、「会計」「簿記」などの「商業に関する学科」を履修科目に含む、商業科に在籍する学生は214,269名（約6.4%）となっている。

高等学校卒業者の内、大学・短期大学への進学者は578,554名であるが、その大半は（494,133名、約85.5%）は普通科を卒業したものであり、商業科を卒業した者の進学は数パーセントに留まっている（17,988名、約3.1%）（図表1左参照）。

わが国の大学で開講される会計科目の内容を見ると、開講名はさまざまであるが会計の基礎科目として「簿記」が相当数開講されている⁽¹⁾。多くの場合、会計との初めての出会いは大学で開講される簿記の科目であり、簿記を習熟することが会計科目習得のステップの重要な位置づけとなっていると考えられる。

一方、経済状況の厳しい今日、大学を卒業する者にとって就職活動は非常に重要なものとなっている。就職活動を行う大学生の中には、就職活動を有利なものとするために資格

試験取得を目指す者も多い。

日本商工会議所の簿記検定（日商簿記）は古くから実施されている資格試験であることから知名度も高く、毎年50万人以上が受験する（図表2参照）。就職の際に面接官となることが想定される年代を含めた幅広い層に認知された資格でもある。このため同資格の取得は就職活動において有利であると考えられ、大学生に人気が高い資格の1つとなっている。

日商簿記の試験には1級から4級が用意されている⁽²⁾。最も受験者が多いのは基礎的な会計技術が求められる3級であり、毎回受験者全体の5割を超える。次いで受験者が多いのは2級である。3級および2級の受験者数合計は、一貫して受験者数全体の9割を超えている。

受験者の年齢層に関するデータはあまり公表されていないが、日本商工会議所が2007年に商工会議所のデータの1部を抽出し、全国の受験者の年齢層を分析した結果によると、初歩的なレベルである4級を除いては、各級とも約50%が20-30歳の受験者であった。また、どの級においても60%以上の受験者が30歳以下の受験者であったことが確認されている⁽³⁾。この30歳以下の受験者の中には相当数の大学生が含まれていると推定される。

図表2

日本商工会議所簿記検定の受験者数									
西暦	1級		2級		3級		4級		受験者合計
2012	31,619	5.3%	220,259	37.1%	339,301	57.2%	2,334	0.4%	593,513
2011	35,713	5.7%	225,646	36.1%	361,501	57.8%	2,657	0.4%	625,517
2010	41,444	5.7%	267,591	36.9%	413,397	57.0%	2,683	0.4%	725,115
2009	39,818	5.6%	266,838	37.4%	403,462	56.6%	3,215	0.5%	713,333
2008	37,125	5.7%	234,151	36.0%	376,275	57.8%	3,619	0.6%	651,170
2007	37,116	6.1%	220,257	36.4%	343,348	56.8%	3,601	0.6%	604,322
2006	35,486	6.2%	210,362	36.8%	321,788	56.3%	4,031	0.7%	571,667
2005	37,908	6.8%	195,095	34.9%	322,300	57.6%	4,336	0.8%	559,639
2004	38,470	7.0%	194,740	35.4%	311,166	56.6%	5,729	1.0%	550,105
2003	39,525	7.2%	200,024	36.3%	305,224	55.4%	5,863	1.1%	550,636
2002	38,152	7.1%	198,629	37.0%	292,204	54.5%	7,658	1.4%	536,643

日商検定（<http://www.kentei.ne.jp/bookkeeping/news/data.php>）を参考に作成⁽⁴⁾

日商簿記の検定は複式簿記の基本的仕組みや記帳方法から始まり、企業規模やその目的に応じた財務諸表の作成方法を学ぶ形式を踏んでいる。現在の大学における会計教育が簿記教育から始まることと日商簿記の検定試験との結びつきは非常に強く、大学における会計教育の成果と簿記検定のステップアップが比例する仕組みが確立していると言える。

一方、わが国の会計プロフェッションの代表である公認会計士の2013年の願書出願者は13,244名であるが、その構成は大学（短大を含む）の在学者・卒業者が9,466名（約71.6%）と非常に高い割合を占めている。また同様に公認会計士合格者1,178名の内、915名（約77.7%）は大学（短大を含む）の在学者・卒業者であり、合格者の大半を占めているのが現状である（図表1右参照）⁽⁵⁾。

公認会計士試験として出題される「財務会計」や「管理会計」の科目を備える大学は数多く存在するが、その内容は必ずしも公認会計士試験と合致するわけではない。また、わが国の公認会計士試験では特に受験資格は限定されておらず、大学教育が公認会計士試験を想定したカリキュラム編成を求められているわけでもない。このことは公認会計士試験を目指す受験生の大多数が、公認会計士試験を扱う専門学校とのダブルスクールとなっていることから理解される。

しかし、諸外国では公認会計士試験の受験資格そのもの、あるいは公認会計士として登録する場合の資格要件として大学卒の要件を定めている場合も多く、大学における会計科目の単位取得が受験要件の中に盛り込まれる場合も多い⁽⁶⁾。公認会計士の国際的なレベルの調整、相互認証における学歴要件の均一性を考えた場合、今後の試験制度改正で大学卒や会計科目の単位取得等が検討される可能性は否定できない。少なくとも大学の教育によって初めて会計教育に触れ、会計プロフェッションを目指すことを志した大学生に対し、その志を成就するための道筋について示すことは、教育機関である大学が担うべき役割であると言えよう。

以上の状況から現在のわが国の大学における会計教育の位置付けと役割については次のように考えることができる。まず、わが国の中学校卒業者の大半は普通科高等学校に進学することから、高等学校在学時に会計を学ぶ機会を得る者は限られている。また、大学・短期大学への進学者のほとんどが普通科高等学校の出身者である状況から、わが国では大学が多くの人にとって初めて会計を学習する場になると理解される。

日商簿記の受験者の状況からは、基礎的な会計技術が求められる3級の取得を目指す者が多く、一般教養としての基本的な会計知識を習得することを、多くの大学生が期待していることが推測される。また、大学における会計教育が簿記教育から始まることと日商簿記の検定試験との結びつきが強く、会計教育と簿記検定のステップアップはリンクする構造となっている。

一方、公認会計士を志す者の大半は大学（短大を含む）の在学者・卒業生であり、多くの会計初学者が大学で初めて会計に触れることによって会計プロフェッションを志す状況を考慮すれば、大学は会計プロフェッションとして将来的に高度な教養を獲得する道筋を示すことも期待されている。つまり大学には、多くの会計初学者を受け入れると同時に、会計プロフェッションとして社会に貢献するのに必要な、高度な会計知識を獲得する場の1つとして、幅広い会計教育を提供することが求められる。

会計教育において重要かつ広範囲にわたる役割を担うわが国の大学では、常に国際的な動向・水準の教育を意識しながら、質的・量的な教育の拡充を図る必要がある。数々のグローバル企業を持つわが国が、IFRS時代の会計教育において諸外国に後れを取るわけにはいかないが、そのためには大学における教育システムが充実することは必要不可欠であると言えよう。

しかし現在のように簿記教育を中心とし、会計教育が多くの簿記の規則を覚えることと

を主とした場合、後述するIFRSの原則主義を体得することは非常に困難なものとなるであろう。大学における会計教育は大きく変わることが求められていると考えられる。

一方、大学における会計教育は教育制度や慣習、文化にも大きく影響を受け、早急にその学習環境を変更すること、あるいは新たに均一な教育環境を構築する場合には困難が伴うことも多い。また会計教育は実質的に、各大学または各教育担当者に多くの部分が一任された状態となっているのが現実である。IFRSへの統合という世界的動向の中で、大学の場においてどのようなカリキュラムを導入し、IFRSに対応した教育を行うべきかを検討することは急務であると言えよう。

2. IFRSと原則主義

IFRSの代表的な特徴として橋本尚・山田義隆（2009）は①原則主義、②比較可能性の重視、③資産・負債アプローチ、④公正価値会計・キャッシュ・フロー会計・連結会計の重視、⑤経営者の恣意性の排除、⑥実質優先思考、⑦豊富な注記、⑧演繹のアプローチ、の8つを挙げている⁽⁷⁾。8つの特徴の中でも原理原則を示し、個別・具体的な問題については企業ごと・事例ごとに財務諸表の作成者である経営者自身に判断させる原則主義は、わが国のこれまでの会計基準のように詳細な規定を設ける細則主義とは対照的なものである。

従来わが国が採用していた細則主義の会計基準では、会計基準自体を理解・習得することが会計教育における最大のテーマであった。膨大な規定を熟知し、その中から特定の取引・事象に該当する規定を適切に抽出する能力が、会計実務を担うにあたって最も重要であったためである。

つまり、これまでわが国では一度会計基準を熟知して該当する規定を的確に抽出し、機械的に規定通りの処理をすれば適正な会計処理となった。逆に言えば細則主義の会計基準の場合、定義から漏れるような事象に対しては脆弱であり、会計基準の解釈を悪用した巧妙な会計基準逃れが生じる可能性もあると考えられた⁽⁸⁾。

これまでわが国の大学では、簿記から始まる会計教育が数多く実施されてきた。先に述べた日商簿記をはじめとした簿記の資格試験との結びつきも強く、会計教育が資格試験と並行してステップアップするという状況にある。

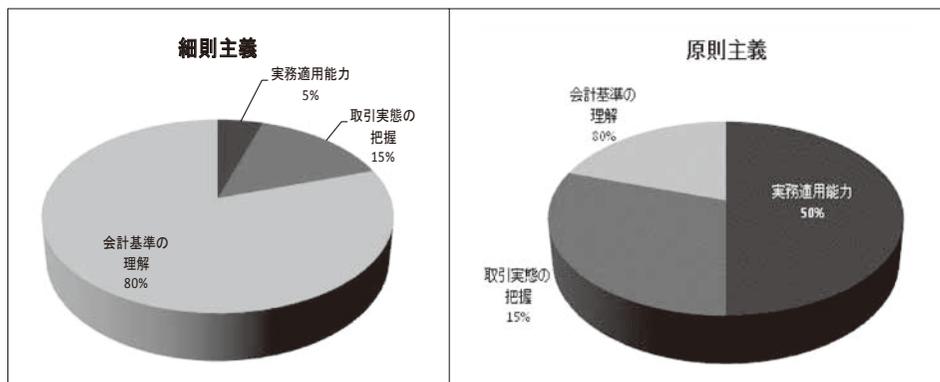
簿記の資格試験では複式簿記の仕組みや記帳方法に重点が置かれ、企業の大小およびその目的に応じた財務諸表の作成方法が問われる。このような試験の組み立て方は、財務諸表の作成者が実務において会計処理を行うプロセスと一致する。言い換えれば組織の実務者が、「実際にどのような規定・処理方法を選択すれば適切な事務処理を行えるか」という財務諸表作成者の立場に立った試験形式なのである。会計実務者は細則主義の会計基準のもとでは多くの規定を熟知し、その中から適切な会計処理を抽出することに最大の力量を発揮しなければならないため、この試験の組み立て方は細則主義における会計技術を測

る上では理に適ったものであると言えよう。

原則主義のIFRSでは会計基準自体の分量は、細則主義の会計の基準と比べて非常に限られたものとなっている。会計処理に関しては基本的な考え方を定めることにとどめ、会計処理の判断のための重要性の数値基準など、具体的な判断基準や処理方法の提示も限定される。このためIFRSを習得しようとした場合、細則主義の会計と比較すると会計基準自体の内容を理解する時間的負担は軽減されると考えられる。

その一方で原則主義の会計基準では、本質的な会計理論を理解した上で、それを論理的に組織の状況に合せて適用・採用する能力が求められる。会計実務者はIFRSが定める会計原則に従って会計処理の妥当性を判断して財務諸表を作成し、上場企業など監査人が関与する場合にはその適否が監査人の専門的判断に委ねられることになる。従って、会計実務者には会計専門家として現場においてどのような処理を行って最終的に財務諸表上に表現することが適切であるかを判断する能力が問われる。

図表3



橋本尚・山田義隆（2009）を参考に作成

橋本・山田（2009）はIFRSを適用するために必要な能力として「判断力」「思考力」「分析力」「表現力」の4つを挙げている。また、細則主義から原則主義へと変化した場合に不可欠なスキルは、図表2のように「会計基準の理解」が80%から20%程度に軽減される一方、実務適用能力の比重が5%から50%程度へと大きく増加すると説明している。これからの会計教育ではIFRS導入の要請に即し、多くの基準・規定を覚え適切な処理方法を「抽出する能力」ではなく、原則と照らして「判断・思考する能力」をどのように育むかに重点を置いた教育が求められよう。

大学が提供する会計の授業内容が「判断・思考する能力」を育むことを中心としたものになった場合、学生に一番残るのは会計を体系的・理論的に捉える力であり、細かい会計の処理方法ではなくなるであろう。学生は大学を卒業した後、財務諸表を「作成」する機

会よりも「利用」する機会が圧倒的に多い。体系的・理論的な会計力は、利用者の立場として財務諸表を活用する場合にも適用が可能であり、財務諸表作成者の立場を中心とした伝統的な会計教育で得たものよりも汎用性の高い力となる可能性がある。先に学生の多くは一般教養としての基本的な会計知識を習得することを期待していると述べたが、最終的にその期待に沿うことにもつながるのではないだろうか。

3. 大学における会計教育のあり方

原則主義のIFRSを適用する場合、最も重要になるのは実務適応能力である。このスキルを高めるには多くの事例に触れ、実務経験によってIFRSの解釈方法や判断能力を磨く必要がある。大学にはIFRSの素養を身につける人材を長期的かつ安定的に育成する教育システムを開発することが望まれる。

大学の会計教育において、学生がより実務適応能力を高めるために一層活用が必要になると思われる要素としてはまず「事例研究」が挙げられるであろう。大学生は社会と接する機会も限られていることから、IFRSの解釈や判断について事例から学ぶことは非常に有効であると考えられる。

五十嵐（2010）は「アカデミックは、IFRSをコア・カリキュラムに入れることとIFRSの基本的な考え方の教育が必要である」と述べている。一般教養としての基本的な会計知識を習得することを目的としている大学生が大半であること、IFRSが原則主義を基本としていることから、会計の「考え方」を大学教育の早い段階で習得することはとりわけ重要であると考えられる。そして「考え方」を学んだ上で事例に取り組み、判断能力を養う機会を重ねることが必要となる。

特に将来的に会計プロフェッションとして社会に貢献することを志す、公認会計士等の資格取得を目指している大学生にとって、より多くの事例に取り組む場が用意されることは非常に有用なものとなろう。現在、高度な専門職業人を養成する大学院では、特定分野で高い実績を残してきた専門家を実務家教員として迎え入れ、実践的な事例を学ぶことができる講座を数多く開講している。今後は大学においても実務でどのような会計上の判断がなされているのか学生が体感できるような講座を取り入れ、学生の実務適応能力を効果的に高めるカリキュラムを構築する必要があるであろう。

以下では、授業時に会計の「考え方」について学生が議論する時間を試験的に取り入れた事例を紹介する。対象となる学生の大半は国際経営学部にも所属し、初歩的な会計学の授業を終了したレベルにある。実際に授業時に議論の対象としてとり上げたのは、わが国の特定非営利活動法人（以下、NPO法人）が適用するNPO法人会計基準である⁽⁹⁾。

非営利組織であるNPO法人においても企業会計と同様に「説明＝Account」することが求められる。IFRSの基礎となる国際会計基準審議会（The International Accounting Standards Board：IASB）の「財務報告に関する概念フレームワーク」は、一般目的の財

務報告の目的を「現在の株主，潜在的株主（投資家），貸付資金の提供者およびその他の債権者など主たる利用者（Primary Users）の意思決定に有用な情報を提供することである⁽¹⁰⁾」としている。また財務報告基準を開発する際は「財務諸表の利用者のニーズの中でも最大多数のニーズを満たすような情報を提供することを目指す⁽¹¹⁾」としている。

NPO法人の会計の場合，財務諸表利用者は「市民」であるが，中でもNPO法人の場合にはその特性を鑑み，以下の2点に留意した情報開示が必要となる。

① 資金が適切に使用されていることを説明する

NPO法人では資金を預かる会計担当者，実際にお金を動かすことを可能とする理事等は，当該団体の資金を適正に使ったか，不正が無かったかなどを会員等に報告する義務がある。会員や寄付者等から資金を託されているという性質上，これらの資金が適切に管理され，効果的に使用されたことを説明することが必要となる。

特に企業会計と異なる点として，資金使途が制約されている場合などが挙げられる。NPO法人の活動の中でも「特にこの活動に使用して欲しい」と寄付者が意思表示する場合等がこれにあたる。この場合は寄付者の意思を反映して資金が使用されたか否か，あるいは他の資金と区分して管理されているか，などを適切に説明することが必要である。

② 自らの活動を周知させ，現在および将来の寄付者等の共感を得る

NPO法人には所轄庁にその活動について報告する必要があるが，この報告は法的義務を果たすという意味に止まらない。所轄庁がこれを開示し，多くの利害関係者に閲覧してもらおうという目的が存在する。

NPO法人の会計報告には，団体内部者はもちろん，現在そしてこれからNPO法人に関わる人々，サービスを受ける人々を含めた多くの人々に自らの活動を理解してもらおうという意味がある。活動に対する理解と共感を得るによって新たな資金提供を生み，活動を発展させることへとつながるのである。逆に言えば信頼と共感をNPO法人が獲得できなければ，活動の継続は困難なものとなるであろう。

活動実態を広く周知させるためにNPO法人は自ら積極的な情報開示を進め，その結果より多くの人々の共感と大きな信頼を得る。所轄庁への会計報告の提出も，広く市民に公開して信頼と共感を得ることが第一の目的である。

学生にとってNPO法人は企業と異なり馴染みの薄い存在である。さらにNPO法人会計基準については企業会計とは異なり全く耳にしたことのない状況にあった。授業ではまず学生にNPO法人の状況や社会的役割を伝えるとともに，情報開示において重要となる上記の2点について，一般企業との相違点を含めて説明した。

その後いくつかの事例，例えば企業会計では見られない「使途等が制約された寄付を受けた場合」「ボランティアによる役務提供を受けた場合」などについて，4～5名の小グ

グループに分かれ、どのような会計処理を行うべきか話し合う時間を設けた。その後いくつかのグループに導き出した結論と、なぜそのように考えたのかを発表させ、最後に実際の会計処理について説明を加えた。

小グループでの議論の時間には、これまで会計学で学んだ知識を活用しながらどのように処理すべきかをNPO法人の役割や現状を踏まえながら活発に意見交換する様子が見受けられた。「用途等が制約された寄付を受けた場合」は受け入れた寄付金を複数年に渡った活動に使用する場合にどのような処理を行うことが適切であるか、「ボランティアによる役務提供を受けた場合」は、通常の営利企業であれば対価を支払って得る役務の提供をどのように計上すべきであるかが議論の中心である。

実際のNPO法人会計基準では、「用途等が制約された寄付を受けた場合」は原則として寄付金等を受け取った年度に計上し、期末残高を含めた用途ごとの寄付等の明細を注記することとなっている。また、「ボランティアによる役務提供を受けた場合」には、原則として会計処理を行わないが、一定の条件の下で財務諸表に表示することも可能としている。このような処理を行うに至ったNPO会計基準策定時の議論、基準として採用する際に結論へ至った背景などについても学生に伝えることによって、NPO法人の置かれている状況と会計基準の現状との関連性についての理解も深まった。

この一連のプロセスは、NPO会計基準の原則を「教える」ととどまらず、学生が主体的に「考える」時間を設けたことを意味する。このことは具体的にどのような会計処理を行うか「判断・思考する能力」を育むことへとつながると考える⁽¹²⁾。

現在IFRSの講座が開講されていない大学はまだ多いが、その場合でも、上記のようにさまざまな事例を使いながら会計における「判断・思考する能力」を養う授業を行うことは可能であると考えられる。授業で扱ったのはNPO法人会計基準であるが、将来IFRSへの対応が求められるのは上場企業だけに限られない。実際、英国ではすでに上場企業に対する連結財務諸表にIFRSが強制適用されているが、一方でIFRSを中小企業に向けて簡素化した中小企業版IFRS (International Financial Reporting Standards for Small and Medium-sized Entities : IFRS for SMEs) を、現在IFRSの導入の対象となっていない組織へ適用することも検討している。今後は多様な組織や業種でIFRSに対応することが迫られる。大学の講義内で会計の原則を学ぶと同時に事例を挙げ、具体的に学生が判断・思考する時間を盛り込むことは、将来的なIFRS導入の準備をする意味においても非常に有効であろう。

まとめ

会計基準をIFRSへと統合する世界的動向の中で、大学における会計教育がIFRSを含めたものとなる動きは今後一層加速すると考えられる。多くの会計初学者を受け入れると同時に、会計プロフェッションとして社会に貢献することを志す者にとって必要な、高水

準の会計知識を習得することへと導く場ともなる大学は、わが国の会計教育の中心的存在である。IFRSの適用に向けて大学が果たすべき役割は大きい。

その一方で、IFRSの取り扱いは各大学または各教育担当者に委ねられている現状がある。IFRSに適応する教育方針や具体的カリキュラムについて大学が再検討を試みることは、わが国の将来の会計人材の育成を考える上で重要な意味を持つであろう。

IFRSは原則主義の会計基準である。そのあり方は細則主義を採るわが国の伝統的な会計基準のあり方とは異なる。今後はIFRSの基本的な考え方を学んだ後に、事例研究などによって解釈方法や判断力を養う必要が生じる。会計基準に対する意識改革さえ必要である⁽¹³⁾と言われるIFRSを習得する人材を育成するためには、大学における会計教育の変革が必要である。

大学が具体的に取り組むことが可能である方策として、本稿では「事例研究」について実例を示しながら採り上げた。実際に運用するにあたっては、カリキュラムの見直しなど多くの課題を克服する必要があるが、IFRS導入に向けた変革は大学の会計教育において重要かつ急務であろう。

<参考文献>

- 一ノ宮士郎 (2008) 「シリーズ会計教育の現代的課題第8回—利用者サイドの視点からの会計教育のあり方—」『企業会計』 Vol. 60, pp.118-121
- 五十嵐則夫 (2010) 「IFRS の導入による財務諸表への影響と日本の課題」『日立総研』 Vol. 5-3, pp.18-27
- 上原優子 (2013) 「英国における中小企業版IFRS導入の動向」『プロフェッショナル会計学研究年報』 No.6, pp.111-126
- 加藤美樹雄 (2013) 「現代会計の基礎概念とIFRSの会計教育」『横浜国際社会科学研究所』 横浜国際社会科学学会, 17巻4/5号, pp.575-595
- 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 (2011) 「主要国の公認会計士試験・資格制度に関する調査」公認会計士・監査審査会 (2013) 「平成 25年公認会計士試験/合格者調」
- 内閣府 (2012) 「『若者雇用戦略』について」
- 内閣府 (2013) 「平成25年版 子ども・若者白書」
- 文部科学省 (2013a) 「学校基本調査—学科別学年別・生徒数」
- 文部科学省 (2013b) 「学校基本調査—学科別大学・短期大学への進学者数」
- 橋本尚 (2009) 「IFRS 導入によるわが国会計実務および会計教育への影響」『企業会計』 Vol. 61, pp. 33-40
- 橋本尚・山田義隆 (2009) 「IFRS 会計学基本テキスト」中央経済社
- 橋本尚・山田義隆 (2010) 「IFRS 会計学実践テキスト」中央経済社
- 平松一夫 (2011) 「IFRS 国際会計基準の基礎」中央経済社
- 日商検定 (<http://www.kentei.ne.jp/bookkeeping/news/data.php>), 2014年1月2日アクセス
- 日本会計教育学会 (<http://www.jaaer.jp/message/>), 2014年1月2日アクセス

注

- (1) 2013年の開講科目では慶応義塾大学の「基本簿記と財務諸表の見方」早稲田大学「基礎会計学」、明治大学「簿記」あるいは「簿記論」、法政大学「簿記」、立教大学「会計学入門」などがこれに相当する。

- (2) 日本商工会議所によれば、1級は「大学程度の商業簿記、工業簿記、原価計算並びに会計学を修得し、財務諸表規則その他企業会計に関する法規を理解している」、2級は「高校程度の商業簿記および工業簿記（初歩的な原価計算を含む）を修得している」、3級は「基礎的な商業簿記原理および記帳、決算等に関する初歩的な実務を理解している」、4級は「初歩的な商業簿記を理解している」レベルである。
- (3) 日本商工会議所が発表した第116回簿記検定試験（2007年6月10日）の受験者の年齢を分析した結果を参考としたもの。商工会議所のデータ（全体の44.0%）全国の受験者の年齢層を分析した結果。結果によれば1級受験者は～20歳が11.9%、21-30歳が48.9%。2級受験者は～20歳が14.7%、21-30歳が48.1%、3級受験者は～20歳が16.1%、21-30歳が49.1%、4級は～20歳が51.7%、21-30歳が20.6%である。
- (4) 日商簿記検定は年3回（6月、11月、2月）実施される。図表2の受験者数は各年度6月～2月の受験者数合計である。
- (5) 公認会計士・監査審査会（2013）は、（1）大学院修了、（2）会計専門職大学院修了、（3）大学院在学、（4）会計専門職大学院在学、（5）大学卒業（短大含む）、（6）大学在学（短大含む）、（7）高校卒業、（8）その他、の8つの区分で願書提出者、論文集受検者、合格者のデータを提供している。
- (6) 例えば米国の会計士試験の場合、州によって受験資格は異なるが、大学における会計科目の取得単位数が受験要件として盛り込まれている。また、ドイツの経済監査士は、受験資格を得る方法の1つとして、大学を卒業し（経営学、経済学、法学など一定の学位が求められる）、卒業後経済監査会社（WPG）での3年の監査業務を経験することを挙げている。
- (7) 平松（2009）は、演繹的アプローチ、原則主義、包括利益、公正価値評価重視、経済的単一体説、政治的影響を受けやすい点、の6点をIFRSの特徴として挙げている。
- (8) 橋本・山田（2009）は、2001年12月に生じたエンロン事件を契機に、細則主義よりも原則主義の会計基準の方が会計不正の防御に有効であると考えられるようになったとしている。
- (9) NPO法人会計基準は2010年7月20日に民間の主導によって策定・公表された基準である。会計基準策定の議論には誰でも参加可能という開かれた協議の場が用意され、NPO法人の会計実務に携わる者や会計の専門家、研究者を巻き込んでさまざまな角度でNPO会計のあり方が検討された。筆者自身も専門委員として会計基準策定に関与している。
- (10) The Conceptual Framework for Financial Reporting, Chapter 1 OB2.
- (11) The Conceptual Framework for Financial Reporting, Chapter 1 OB8.
- (12) 日本会計教育学会会長柴氏（<http://www.jaaer.jp/message/>）は原則主義の会計基準を適用する場合、従来の「教化主義による細則主義的判断能力の習得」から「学習者主体の構成主義的教育による原則主義的判断能力の習得」へと将来的に移行することが会計教育において必要であると示唆している。
- (13) 橋本・山田（2009）。